

# 秋田県内就職者向け奨学金返還助成

令和3年度に  
県内就職される方の  
募集を令和3年4月  
から開始します!

## 3年間で 最大60万円

### 助成!

#### ポイント

- (1) ①民間企業就職者のほぼ全員が対象の「一般分(助成率2/3)」、  
②成長産業5分野に就職する大卒者等が対象の「未来創生分(助成率10/10)」の2種類を用意!!
- (2) 募集人数の制限がありません!要件を満たす方は、全て助成対象です!!
- (3) 正規雇用の方に限りません!また、中途退学された方も対象です!!
- (4) 新卒者の方ももちろん、一定の要件を満たす既卒者の方も対象です!!

#### 注意

次のいずれかに該当する方は、助成を受けることができません。

- (1) 助成対象となる奨学金の貸与期間が、2年未満の方
- (2) 公務員、独立行政法人・国立大学法人・地方独立行政法人等に正規雇用されている方
- (3) 秋田県外に本社がある企業等に雇用されている方で、主要な勤務地が秋田県内となっていない方(いわゆる「転勤族」の方)

## 1 助成を受ける要件

(次に掲げる、全ての要件を満たす必要があります)

(令和3年度の新卒県内就職者の例)

助成の要件	要件の詳細
1 対象となる奨学金の貸与を受けていること	(1) 日本学生支援機構の奨学金【第1種、第2種】 (2) 秋田県育英会の奨学金【大学月額、高等学校等、多子世帯向け、専修学校月額】 (3) 県内市町村奨学金 等
2 秋田県内に、定住の意思を持って居住していること	令和3年4月1日以降に、県内居住していること
3 秋田県内で就労していること	令和3年4月1日以降、次のア～ウ)のいずれかに該当すること ア) 県内に本社がある企業等に雇用されていること イ) 県外に本社がある企業等に、主な勤務地を県内に定め雇用されていること ウ) 県内で新たに起業し、または農林漁業等に従事していること



既卒者の方も、一定の要件(※)を満たす場合は、  
対象となりますので、電話等でお問い合わせください!

※例えば、平成30年度以前に大学・高校等を卒業(中途退学含む)した方の場合、令和2年4月1日以降に、秋田県外から秋田県内に転入する等の要件を満たす必要があります(卒業等の年度で要件が異なります)。

## 2 「一般分(助成率2/3)」の助成 【「1」の要件を満たす方は、全て対象です】

対象者	助成率	助成金上限額	助成期間
「1 助成を受ける要件」を満たす方	年返還額の2/3	13万3千円(年額)	①奨学金貸与期間が3年を超える場合: 3年間(36か月分) ②同2年以上3年以下の場合: 2年間(24か月分)

## 3 「未来創生分(助成率10/10)」の助成 【「特定業種」認定企業等に就職する、大卒者等が対象です】

対象者	助成率	助成金上限額	助成期間
「一般分」の対象者で、「特定5業種(①航空機、②自動車、③医療福祉機器、④情報、⑤新エネルギー)」について認定を受けた企業等に就職する、次のア～ウ)のいずれかに該当する方	年返還額の10/10	20万円(年額)	一般分と同じ

- ア) 理系の学科(理学・工学・農学・保健)を修めた大学(短大卒は除きます)・大学院卒業の方
- イ) 外国語(英語、韓国語、中国語、ロシア語)について、一定の資格等を有する大学(短大卒は除きます)・大学院卒業の方
- ウ) 「工業」に属する学科を修めた高等専門学校卒業の方

## 4 応募について

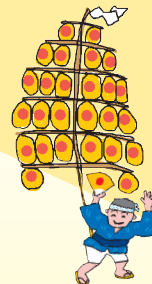
秋田県移住・定住促進課 県内就職者奨学金返還助成担当あて、郵送または持参により提出してください。  
令和3年度分の申請の受付期間は、令和3年4月1日から令和4年2月20日までです。

**募集要項や申請に必要な書類については  
秋田県就活情報サイト「KocchAke(こっちゃけ)！」  
の奨学金返還助成制度特設ページからご覧ください!**

秋田さ来てけれ!



©2015秋田県んだッチ



秋田で暮らそう、働こう!

**KocchAke!** こっちゃけ!

秋田県就活情報サイト



【申請書類の送付・持参先、お問い合わせ先】

〒010-8570 秋田市山王4-1-1 本庁舎5F

秋田県移住・定住促進課 県内就職者奨学金返還助成担当(受付時間 平日:午前8時30分～午後5時15分)

ハロー! みな来い!

**TEL 018-860-3751 FAX 018-860-3871 MAIL iju@pref.akita.lg.jp**